

厚生労働大臣の定める掲示事項について

□ 当院は厚生労働大臣の定める基準について診療を行っている保険医療機関です。

㊦ 入院基本料について

当院は精神科病棟（B病棟、C病棟、D病棟）に看護職員及び看護補助者を配置しております。患者さんの負担による付添看護は行っておりません。尚、病棟、時間帯、休日などで配置が異なります。各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。

【 看護職員（看護師・准看護師） 】

* 1日（日勤、夜勤合わせて）に28人以上勤務しております。

朝8時15分～夕方5時15分…看護職員1人当たりの受持ち患者数は
8人以内です。

夕方5時15分～翌朝8時15分…看護職員1人当たりの受持ち患者数は
29人以内です。

【 看護補助者 】

* 1日（日勤、夜勤合わせて）に8人以上勤務しております。

当院では医療従事者の負担軽減及び処遇改善の為の取り組みを行っております。

（定期的な業務内容の見直し、24時間保育の充実、看護補助者の増員等）

㊧ 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

㊨ 当院は関東信越厚生局に下記の届出を行っております。

1) 入院時食事療養費 (I)

療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時 (夕食については午後6時以降) 適温で提供しております。

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ・ 精神病棟入院基本料 1.5 対 1、重度認知症加算
- ・ 看護補助加算 2、看護補助体制充実加算 1
- ・ 精神科地域移行実施加算
- ・ 精神科身体合併症管理加算
- ・ 精神科救急搬送患者地域連携受入加算

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ・ 医療保護入院等診療料
- ・ 精神科作業療法
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 通院精神療法 (療養生活継続支援加算)
- ・ 精神科デイ・ケア(大規模なもの)
- ・ 精神科ショート・ケア(大規模なもの)
- ・ こころの連携指導料 II
- ・ 精神科退院時共同指導料 I・II
- ・ 胃瘻造設術
- ・ CT撮影 1.6 列以上 6.4 列未満
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
- ・ 入院ベースアップ評価料

令和7年1月1日現在
医療法人 光洋会 三芳病院